

議案第11号

みよし市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年3月3日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、国家公務員の特定任期付職員の給与改定に準じ、特定任期付職員の給料月額の上上げ等を行うため必要があるからである。

みよし市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

みよし市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年みよし市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

第7条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第3項とする。

第9条第1項中「、第13条、第14条及び第21条」を「及び第14条」に改め、同条第2項中「及び第20条第2項」を「、第20条第2項及び第21条第2項第1号」に、「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の95」と、給与条例第21条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

みよし市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行																																				
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">392,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">440,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">492,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">555,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">634,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">740,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;">864,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定による号給の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 給与条例第4条から第6条まで、第8条、第10条、第12条及び第14条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第19条の2第1項、<u>第20条第2項及び第21条第2項第1号</u>の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及びみよし市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年みよし市条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第3項に規定する特定任期付職員業績手当」と、第19条の2第1項中「いう。）」とあるのは「いう。）又は任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、給与条例第21条第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。</p> <p>3以下 略</p>	号給	給料月額		円	1	392,000	2	440,000	3	492,000	4	555,000	5	634,000	6	740,000	7	864,000	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 同左</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">380,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">427,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">477,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">539,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">615,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">718,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;">839,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p>3 <u>任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u></p> <p>4 <u>第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u></p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 給与条例第4条から第6条まで、第8条、第10条、第12条、<u>第13条、第14条及び第21条</u>の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第19条の2第1項<u>及び第20条第2項</u>の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及びみよし市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年みよし市条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第3項に規定する特定任期付職員業績手当」と、第19条の2第1項中「いう。）」とあるのは「いう。）又は任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>3以下 略</p>	号給	給料月額		円	1	380,000	2	427,000	3	477,000	4	539,000	5	615,000	6	718,000	7	839,000
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	392,000																																				
2	440,000																																				
3	492,000																																				
4	555,000																																				
5	634,000																																				
6	740,000																																				
7	864,000																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	380,000																																				
2	427,000																																				
3	477,000																																				
4	539,000																																				
5	615,000																																				
6	718,000																																				
7	839,000																																				